

## 令和 8 年度 第 1 回広島県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 広島県庁北館 101 会議室
- 3 出席者 16 名
- 4 欠席者 4 名
- 5 内 容

事務局	<p>（本会議の選定審議会の職務について説明）</p> <p>（会長及び副会長選出）</p>
会 長	本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。
事務局	<p>昨年度は、第 1、2 回は公開、第 3 回は非公開とした。</p> <p>第 3 回については、審議の内容が、県立特別支援学校小学部・中学部で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の選定についての意見を伺うというものであり、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。</p> <p>議事録については、第 1 回から第 3 回までの全てを公開した。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えます。</p>
会 長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委 員	なし（全委員）。
会 長	<p>今年度も会議の傍聴については、第 1 回と第 2 回を公開、第 3 回を非公開、議事録は全て公開とする。</p> <p>義務教育諸学校における教科書採択について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 （義務教育 指導課担 当者）	<p>資料「教科書制度の概要」を基に教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には、大きく分けて三つの種類がある。</p> <p>文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科書、文部科学大臣が著作の名義を有する文部科学省著作教科書、特別支援学校並びに特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合に使用される一般図書である。</p> <p>（教科書が使用されるまでの流れ）</p> <p>教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行（製造・供給）及び使用」という手続きを経て、児童生徒の手元に無償で届けられている。</p> <p>発行者が作成した教科書を、文部科学省が基準に基づいて検定する。</p>

<p>事務局 (特別支援 教育課担 当者)</p>	<p>検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを、採択権者が採択する。発行者が必要部数を製造・供給し、各学校から児童生徒の手元に届くという流れになっている。</p> <p>教科書の検定、採択については、資料「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」に示される周期で行われている。今年度は学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択を行う。</p> <p>(採択の権限)</p> <p>教科書の採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村の教育委員会や都道府県の教育委員会にある。国立・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。</p> <p>(教科書採択の仕組み)</p> <p>①～⑦に沿って説明する。</p> <p>① 教科用図書の発行者が検定を経た教科書で、次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。</p> <p>② 文部科学大臣は、届け出のあった教科書を一覽にまとめて教科書目録を作成してホームページに掲載し、県教育委員会を通じて市町教育委員会や国立・私立学校へ周知する。</p> <p>③ 発行者は、教科書の見本を県教育委員会、採択地区内の市町教育委員会、国立、私立学校に送付する。ただし、一般図書の見本の送付はない。</p> <p>④ 県教育委員会は、採択基本方針等を教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会議は、ここに位置付けられる。</p> <p>⑤ 選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。</p> <p>⑥ 学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。今年度は6月1日から7月31日までのいずれかの14日間となっている。</p> <p>⑦ 各採択地区や国立・私立学校で、8月31日までに採択を行う。</p> <p>(小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)</p> <p>小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書である。</p> <p>特別支援学校の著作教科書には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科書は、需要数が少ないことから教科書発行者による発行がされないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねている。</p> <p>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、点字版が発行されている。</p> <p>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では言語指導、中学部では言語が発行されている。</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では国語、算数、生活、音楽が、中学部では国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭が発行されている。</p> <p>知的障害者用の著作教科書は、星のマークの数で学習指導要領の段階を示している。</p>
---------------------------------------	--

	<p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、著作教科書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>学校教育法附則第9条第1項により、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級において、検定済教科書又は著作教科書以外の教科用図書を使用することができることと定められている。この学校教育法附則第9条第1項の規定に基づく教科用図書を、一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合としては、特別支援学校の小・中学部において、知的障害用の著作教科書がない教科の場合、又は障害の状態が重く、著作教科書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとしては、絵本などがある。</p> <p>小・中学校等の知的障害特別支援学級においても、検定済教科書及び著作教科書を使用することが適当でない場合に一般図書を使用することができる。</p> <p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部において、各学校が選定し県教育委員会に申請したものにに基づき、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>(令和8年度に県立特別支援学校の小・中学部で使用する教科書の採択結果について)</p> <p>(令和8年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程にしたがって著作教科書を選定し、生活の著作教科書においては、全ての特別支援学校が選定し、新たに発行された社会、理科、職業・家庭の著作教科書においては、各学校で検討され、選定し、県教育委員会が採択している。</p>
会 長	事務局からの説明について、質問及び意見等はないか。
委 員	特別支援学級で使用する一般図書について、「見本の送付はない。」という説明があったが、先生方はどのようにして一般図書を選定するのか。
事務局	一般図書は、6月1日から7月31日にかけて開催される教科書展示会において、実際に絵本等を見て、児童生徒の実態等に照らし合わせながら選定している。
委 員	一般図書契約予定一覧にある全ての図書が展示されているのか。
事務局	教育委員会が調査・研究を行った図書が、県内の五つの会場で展示されている。
会 長	その他、質問及び意見はないか。

委員	なし（全委員）。
会長	この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案してもらいたい。
部長 （兼） 参与	令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。  義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、次の事項について、本審議会の意見を求める。 諮問事項 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について
会長	これより諮問事項の審議に入る。 諮問事項1「採択の基本方針について」事務局から原案の説明を求める。
事務局	（諮問事項1「採択の基本方針について」） 令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針（案）に基づいて説明する。 1 採択基本方針 （1）採択の基本 （2）適正かつ公正な採択の確保 （3）開かれた採択の推進  2 方法、組織及び手続 について説明する。
会長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委員	この採択基本方針は、令和9年度に使用する教科用図書について記載されているが、2（1）小・中学校用教科書については、「原則、令和8年度の教科書採択については、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない」と記載されているのはなぜか。
事務局	義務教育諸学校で使用する教科用図書は、使用する前年度の8月31日までに採択することとなっている。そのため、令和9年度に使用する教科用図書は令和8年度に採択手続きを行うことになる。また、小・中学校の検定済教科用図書については、令和8年度は採択替えの年度には当たらないため、前年度である令和7年度と同様の教科書を採択することになるためである。
会長	その他、質問及び意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。

委員	よい（全委員）。
会長	諮問事項2「「選定資料」の作成について」事務局から原案の説明を求める。
事務局	（諮問事項「2「選定資料」の作成について」） 資料に基づいて説明する。 1 作成の趣旨 2 作成の方法 について説明する。
会長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委員	調査研究する調査員はどのような基準で選出されているのか。
事務局	広島県教科用図書選定審議会規則第4条の規定により、調査員は義務教育諸学校の校長及び教員並びに関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命することとなっている。 一般図書の調査研究を行うに当たっては、知的障害教育への専門性が高く要求されるため、広島県教育委員会事務局特別支援教育課指導主事1名及び知的障害特別支援学校専任教育相談主任としている。専任教育相談主任の選考に当たっては、異動一年目の者を除き、教科書に関する知識、特別支援教育に係る専門性を重視し、「行政経験」「教務主任経験」等による評価の観点に基づき評価している。
会長	その他、質問及び意見はないか。
委員	選定資料作成のために一般図書の調査研究を行う際、採択基本方針に示されていた観点は、具体的にどのような視点で調査されているのか。
事務局	資料で示しているとおおり、調査研究の観点は四つある。「1内容の特徴・程度」においては、「児童生徒の生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であり、学習指導要領に示されている各教科の目標・内容と適合しているか」といった視点で調査している。 例えば、昨年度調査研究した「学校では教えてくれない大切なこと（9）ルールとマナー」は、道徳の学習指導要領の目標・内容に示されている「主として自分自身に関すること」「主として人との関わりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目に係っており、調査の結果「自分のことや相手のことを知る大切さと、世の中の様々な仕組みを学ぶことができる内容になっている。」としている。 「観点2」以降の観点についても同様である。
会長	その他、質問及び意見はないか。
委員	一般図書について、個々の実態に合った図書を使うことが望ましいと思うが、ある図書を使用した児童生徒は、次の図書を選定する際に、これまでの使用事例等、判断ができる材料はあるのか。
事務局	県立特別支援学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、小学部から高等部卒業までを見通し、教育内容の系統性を考慮するとともに、これ

	<p>まで学習で使用してきた経験を踏まえ教科用図書を選定している。</p>
会 長	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>昨年的一般図書の選定資料には、非常に詳しい記述がされている。一般図書契約予定一覧にある図書は膨大な数であるが、その全ての図書を調査員は調査するのか。</p>
事務局	<p>県内において需要数の多い図書の内、上位10冊を上限として調査研究している。需要数については、広島県における令和8年度一般図書需要数一覧を基にしている。また、過去に調査・研究している図書は、対象から除いている。</p>
会 長	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>なし（全委員）。</p>
会 長	<p>意見がないようであれば、「選定資料」の作成については事務局の原案どおりでよいか。</p>
委 員	<p>よい（全委員）。</p>
会 長	<p>承認されたので、この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。</p>
事務局	<p>今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月9日に開催する予定である。</p>